

蕨市AYA世代がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金のご案内

蕨市では若年の末期がん患者の方が住み慣れた自宅で安心して自分らしい生活ができるように在宅サービス利用料の一部を補助します。

1

対象の方

次の項目をすべて満たす方

- (1) 蕨市内に居住し、住民基本台帳に記録されている方
- (2) 20歳以上40歳未満の方（小児慢性特定疾病医療給付制度の対象でない18歳以上の方を含む）
- (3) がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）
- (4) 在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- (5) 他の制度において同等の補助または給付を受けることができない方

2

補助対象となるサービス

- (1) 訪問介護
 - ・身体介護・生活援助・通院等乗降介助
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 福祉用具の貸与
 - ・車いす（付属品含む）・特殊寝台（付属品含む）・床ずれ防止用具・体位変換器
 - ・手すり（工事を伴わないもの）・スロープ（工事を伴わないもの）・歩行器・歩行補助つえ
 - ・移動用リフト（つり具の部分を除く）・自動排泄処理装置
- (4) 福祉用具の購入
 - ・腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分

3

補助金額

対象サービス利用料、購入費の10分の9（1円未満切捨て、上限額は次のとおり）

- (1) 訪問介護、訪問入浴介護及び福祉用具の貸与の合計 1月あたり72,000円
- (2) 福祉用具購入 1人あたり90,000円

※このほか、申請に必要な意見書作成料を補助します。（上限額5,000円）

※補助金額を上回る利用料等については利用者ご本人の負担になります。

※まず利用者がサービス利用料等の全額を事業者に支払い、その後市が利用者へ補助金を支払います。

※生活保護世帯の場合は、10分の10の補助となり、

- (1) 訪問介護、訪問入浴介護及び福祉用具の貸与の合計 1月あたり80,000円
- (2) 福祉用具購入 1人あたり100,000円になります。

【裏面をご覧ください】

【申請の流れ】

1 利用申請：事業者によるサービス等を利用する前日までに以下を保健センターにご提出ください（郵送可）

(1) 蕨市 AYA 世代がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金交付申請書

(2) 蕨市 AYA 世代がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援意見書

※意見書作成料を請求する場合は、蕨市 AYA 世代がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金請求書に領収書（原本）を添えてご提出ください。

※この他に申請者と利用者の本人確認書類をご提示いただきます。（郵送の場合は写し。）

※必ず、事業者によるサービス等を利用する前日までに利用申請をしてください。

※窓口による申請の場合は、来所予約をお願いします。予約方法は、保健センターによる電話予約（048-431-5590）になります。

2 利用決定の通知

申請内容を審査し市から決定通知書をお送りします。

3 サービスの利用

利用決定後、サービス提供事業者等と契約を行い、利用を開始してください。

4 サービス利用料の支払い

サービス提供事業者から請求された金額の全額を支払い、領収書、明細書（サービスの内容、利用回数、金額等が記載されたもの）を必ず発行してもらってください。

5 サービス利用料の請求：以下を保健センターにご提出ください（郵送可）

(1) 蕨市 AYA 世代がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金請求書

(2) サービス提供事業者等が発行する領収書（原本）

(3) サービスの内容、利用回数、金額等が記載された明細書

(4) 利用者本人名義の通帳又はキャッシュカードの写し

※4月から翌年3月のサービス利用料は同年度内（3月中）に請求してください。

請求が遅れる場合は、保健センターまで事前にご連絡ください。

6 請求者への支払い

請求内容を審査し適当と認められた場合は、指定の口座に補助金を振り込みます。

記入する書類は保健センターで配布しています。

また市のホームページからダウンロードすることもできます。

